

茨 城 町
第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

(一部改訂・改訂部分抜粋)

令和8年3月

1 一部改訂の背景と趣旨

令和7年の児童福祉法の改正により令和8年4月に創設される満三歳以上限定小規模保育事業及び令和6年の子ども・子育て支援法等の改正により制度化され、令和8年4月に「乳児等のための支援給付」として実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、市町村支援事業計画へ定めることが必須となっている量の見込み等の記載を行う改訂をするものです。

(1) 満三歳以上限定小規模保育事業の創設による確保方策の設定

【第4章 基本目標1-1の修正】

満三歳以上限定小規模保育事業

原則として定員が6人以上19人以下の少人数で0～2歳児を対象としていた小規模保育事業について、満三歳以上の幼児のみを対象に実施することができる制度

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の給付化による量の見込み及び確保方策の設定

【第4章 基本目標1-2から1-1へ移行】

(3) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保について

【第5章 2へ追記】

2 変更内容

見直しの内容が【第4章 基本目標1】及び【第5章 2】のみであるため、該当箇所を抜粋します。

第4章 計画の推進方策

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

基本方針

1 教育・保育施設等の充実

(2) 2号認定(3～5歳)

改訂前

【量の見込みと確保量】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	人	370	357	336	325	319
確保量(利用定員)	人	442	442	442	442	442

改訂後

【量の見込みと確保量】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	人	370	357	336	325	319
特定教育・保育施設	人	442	442	442	442	442
満三歳以上限定小規模 保育事業所	人		0	0	0	0
確保量(利用定員)	人	442	442	442	442	442
特定教育・保育施設	人	442	442	442	442	442
満三歳以上限定小規模 保育事業所	人		0	0	0	0

満三歳以上限定小規模保育事業所は現状の施設数で量の見込みに対応できることから整備は不要とします。

この2号認定の記載との整合性を図るため、3号認定の表記方法も変更します。

(3) 3号認定 (0～2歳)

改訂前

【量の見込みと確保量】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み／0歳	人	22	21	21	20	19
量の見込み／1歳	人	75	82	79	76	73
量の見込み／2歳	人	105	93	102	99	94
確保量／0歳 (利用定員)	人	68	68	68	68	68
確保量／1歳 (利用定員)	人	92	92	92	92	92
確保量／2歳 (利用定員)	人	128	128	128	128	128

改訂後

【量の見込みと確保量】

0歳

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	人	22	21	21	20	19
特定教育・保育施設	人	18	17	17	16	15
特定地域型保育事業所	人	4	4	4	4	4
確保量	人	68	68	68	68	68
特定教育・保育施設	人	51	51	51	51	51
特定地域型保育事業所	人	17	17	17	17	17

1歳

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	人	75	82	79	76	73
特定教育・保育施設	人	65	71	68	65	63
特定地域型保育事業所	人	10	11	11	11	10
確保量	人	92	92	92	92	92
特定教育・保育施設	人	74	74	74	74	74
特定地域型保育事業所	人	18	18	18	18	18

2歳

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	人	105	93	102	99	94
特定教育・保育施設	人	91	81	88	86	81
特定地域型保育事業所	人	14	12	14	13	13
確保量	人	128	128	128	128	128
特定教育・保育施設	人	108	108	108	108	108
特定地域型保育事業所	人	20	20	20	20	20

(4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【量の見込みと確保量】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	人		20	20	20	20
0歳児	人		6	6	6	6
1歳児	人		7	7	7	7
2歳児	人		7	7	7	7
確保方策	人		20	20	20	20

現計画では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられていましたが、令和8年度に給付化されることから、「基本方針 1 教育・保育施設等の充実」へ移行します。

令和8年度からの事業開始及び量の見込みと確保方策に変更はありません。

基本方針

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(19) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度） を削除

改訂前

2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を行う者が相互に連携し、協働しながら本町の実情に応じた取組を推進します。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等で、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保することに努め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ります。

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、職員に対する研修機能、教育施設間の連携事業の実施や連絡調整等、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援や家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応等、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を有します。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③ 全ての家庭への子育て支援の充実

全ての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業等既存事業の充実を図るとともに、子育てに関する情報提供、相談・助言等を行う利用者支援事業を推進します。

(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動等も保育に係る重要な要素となります。このことから、合同保育・行事参加、園庭開放等、保育内容に関する教育・保育施設による支援が大切であるとともに、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応等についても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

このため、教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容等の支援を提供するものとします。

2 教育・保育等の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

教育・保育施設、乳児等通園支援事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う者が相互に連携し、協働しながら本町の実情に応じた取組を推進します。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等で、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保することに努め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ります。

(1) 教育・保育、乳児等のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、職員に対する研修機能、教育施設間の連携事業の実施や連絡調整等、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援や家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応等、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を有します。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③ 全ての家庭への子育て支援の充実

全ての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業等既存事業の充実を図るとともに、子育てに関する情報提供、相談・助言等を行う利用者支援事業を推進します。

(2) 教育・保育施設、乳児等通園支援事業者及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動等も保育に係る重要な要素となります。このことから、合同保育・行事参加、園庭開放等、保育内容に関する教育・保育施設による支援が大切であるとともに、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応等についても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

このため、教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容等の支援を提供するものとします。

また、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備し、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進を図るとともに、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。